

# 国立市立第五小学校 いじめ防止基本方針

## 本基本方針の意義

いじめ問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つである。国立市立第五小学校 いじめ防止基本方針は、本校におけるいじめの問題を克服し、児童・生徒の尊厳を保持する目的のもと、いじめ防止対策推進法等に基づき関係機関が相互に連携し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定めるものである。

### いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、当該児童に対して、当該児童と一定の関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じておこなわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身に苦痛を感じているものをいう。

### いじめの理解と防止

いじめは、いじめを受けた児童教育を受ける権利を著しく侵害し、その心の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童の心に深い傷を残すものである。いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童は、いじめを行ってはならない。

### いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でもどの学級でも起こり得るという認識の下、常に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合は速やかに解決する必要がある。とりわけ、児童の尊い命が失われることは決してあってはならず、被害拡大防止のため早期発見・早期対応を基本として取組を講じることが必要である。

いじめを生まない・許さない学校づくりを行う。

児童をいじめから守り通し、児童のいじめ解決に向けた主体的な行動をうながす。

教員の指導力の向上と組織的対応に取り組む。

保護者・地域・関係機関と連携して取り組む。

### 未然防止

児童、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく。体系的・計画的にPDCAサイクルを実施することにより、取組の改善を図る。

	特別活動	道徳教育 人権教育	教員研修
1 学 期	・あいさつ運動 (6月)	・いじめ防止に関わる授業 ・人権プログラムを生かした授業 ・道徳地区公開講座	・初任者研修 (4月) ・人権尊重研修 (8月) ・生活指導連絡会 (年間) ・服務研修
2 学 期	・あいさつ運動 (10月) ・いじめ防止についての集会 (12月)	・いじめ防止に関わる授業 ・ふれあい月間に合わせ人権教育に関わるDVDの視聴 ・自尊感情・自己肯定感を高める授業	・人権尊重研修 (11月) ・生活指導連絡会 (年間) ・服務研修
3 学 期	・あいさつ運動 (2月)	・いじめ防止に関わる授業 ・自尊感情・自己肯定感を高める授業	・人権尊重研修 (3月) ・生活指導連絡会 (年間) ・服務研修

### 早期発見・早期対応

わずかな兆候であっても、疑いをもって、早い段階から複数の教職員での確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員・スクールカウンセラー・スマイリースタッフなど全職員が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

- 【5年】カーニングセーによる全員面接（4月）
- 相談窓口の周知（4月・9月・1月）
- アンケートの実施（6月・9月・11月・2月）
- 管理職による日常的な校内巡回
- 休み時間等における教員の校内巡回
- 1学期保護者会全体会にていじめについて共通理解
- 週一回の生活指導連絡会での報告と職員全員の共通理解

- 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する
- 被害児童の安全確保
- 教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する
- 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応する

### 重大事態への対応

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

重大事態発生の報告

市教委が調査の主体を判断

重大事態の調査組織を設置

調査を実施

いじめを受けた児童及び保護者に対して適切に情報提供

市教委へ調査結果を報告

市教委を通して市長へ報告

調査結果を踏まえた必要な措置

- いじめられた児童の安全確保
- 関係機関・専門家等との相談・連携
- 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案について警察と連携
- 市教委及び市長部局が実施する調査への協力

## 国立第五小学校いじめ対策委員会

(学校におけるいじめ防止等の対策のための組織)

### 臨時対策チーム

- ・校長・副校長
- ・主幹教諭・関係教員
- ・学校評議員会  
(くにごサポート会議メンバー)
- ・いじめ防止校内委員会

### 連携

- ・教育委員会
- ・外部専門家
- ・保護者等

### 校内委員会

- ・委員長（生活指導主任）
- ・生活指導部会教員
- ・養護教諭
- ・スクールカウンセラー

- 年間計画・いじめ防止の取組等の立案・実行・検証・修正(PDCAサイクル)
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに係る情報に対する情報収集・記録・共有
- いじめを認知した際の迅速な情報共有、事実関係の聴取、指導・支援体制・対応方針の決定
- 保護者との連携
- 市教委の判断によっては重大事態の調査母体に